

第31回たつの市農業委員会総会（6月定例会）議事録

令和8年6月25日（木）午前10時から第31回たつの市農業委員会総会（6月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	柴田 祐子
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第31回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
 - ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
 - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の

上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、4番松本有史委員、8番八木正邦委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第205号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第205号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が2件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の番号1322の願い出地は、揖西町■■■■、■■■■及び■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、合計面積は85㎡でございます。願い出人は、■■■■、■■■■、昭和39年に自宅を建築した際に、住宅敷地として整備し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、昭和50年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の番号1330の願い出地は、新宮町■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、面積は76㎡でございます。願い出人は、■■■■、■■■■、30年以上前から、自宅への進入路及び露天駐車場として利用し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の空中写真及び自治会長の証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担

当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 205 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 206 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 206 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 9 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1320 の申請地は、揖西町 [] の畑で、面積は 171 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいことから、空き家付き農地を購入し近接地で耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有及び購入予定であるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。

2 件目の番号 1321 の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の畑で、合計面積は 463 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、また、揖西町 [REDACTED] の田は、面積は 3,088 m²、譲受人は同様で、譲渡人は [REDACTED]、いずれも譲渡人は高齢で市外居住により耕作管理が難しいことから、空き家付き農地を購入し近接地で耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は露地野菜及び黒大豆を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有及びリース予定であるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1327 の申請地は、揖西町 [REDACTED] 外 5 筆の田及び畑で、合計面積は 1,390 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の番号 1323 の申請地は、新宮町 [REDACTED] 外 9 筆の田及び畑で、合計面積は 3,242 m²、譲受人は、[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、空き家付き農地を購入し隣接地で耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合

意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は農業経験もあり、露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有及び購入予定であるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の番号 1325 の申請地は、新宮町[]の田で、面積は 143 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、空き家付き農地を購入し隣接地で耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有及び購入予定であるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1329 の申請地は、揖保川町[]の田で、面積は 321 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいことから、空き家付き農地を購入し隣接地で耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の番号 1316 の申請地は、御津町 [redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 3,514 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で市外居住により耕作管理が難しいことから、以前から申請地を耕作していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の番号 1317 の申請地は、御津町 [redacted] 外 4 筆の畑で、合計面積は 5,542 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、以前から申請地を耕作していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

9 件目の番号 1328 の申請地は、御津町 [redacted] 及び [redacted] の田及び畑で、合計面積は 2,355 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は県外居住で耕作管理が難しいことから、以前から申請地を耕作していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第206号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第207号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第207号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

番号1333の申請地は御津町[]の畑で、面積は1,127㎡、
譲受人は[]

[]、譲渡人は[]
[]、譲渡人は県外居住で耕作管理が難しいことから、以前から申請地を耕作していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である[]につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今

後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第207号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第208号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第208号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5条使用貸借権設定の案件が1件でしておりますので、ご説明いたします。

番号1334の申請地は、揖保川町[REDACTED]の田で、面積898㎡のうち272㎡、農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在する第3種農地（3-（1））に該当すると判断します。

申請人は、借受人が[REDACTED]
[REDACTED]、貸出人は[REDACTED]

■■■■、転用目的は、妻の父である貸出人が所有する土地を使用貸借し、戸建住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は令和8年8月10日から30日間、住宅の建設期間は令和9年3月1日から150日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果により、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可等については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第208号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第6「議案第209号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第209号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が3件でございますので、ご説明い

たします。

1 件目の番号 1326 の申請地は、新宮町■■■■■の田で、面積は 352 m²、農地区分は、公共施設から至近距離（おおむね 300m 以内）の第 3 種農地（3－(2)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が■■■■■、■■■■■、譲渡人は■■■■■、■■■■■、転用目的は、栗栖川河川改修工事に伴う収用移転により自己住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可後から 90 日間、住宅の建設期間は許可後から 300 日間となっております。

必要な資金は収用移転に伴う補償金で賄う予定であり、収用証明書及び土地売買に関する契約書により、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可等については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の番号 1331 の申請地は、新宮町■■■■■の畑で、面積は 29 m²、農地区分は、住宅・事業の用に供する施設が連たんする第 3 種農地（3－(3)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が■■■■■、■■■■■、譲渡人は■■■■■、■■■■■、転用目的は、自宅への進入路を拡幅するものでございます。

土地の造成期間は許可後から 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の番号 1332 の申請地は、新宮町■■■■■の畑で、

面積は 213 m²、農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3-（1））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、自宅に隣接する農地を露天駐車場にするものでございます。

土地の造成期間は既設のためありません。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の融資証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はありません。

なお、申請地については、既に転用済みであることから、始末書が添付されております。転用の経緯としては、譲渡人が申請地北側で住宅建築した際に、宅地と一体利用し、露天駐車場として使用していたとのことで、土地の売買にあたり発覚したものでございます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 209 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 210 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 210 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 9 筆、設定面積の合計は 10,386 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 210 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 24 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(4 番 松本有史委員)

議事録署名委員
(8 番 八木正邦委員)